

西郷村合葬式墓地整備計画

2026 年 3月

西郷村合葬式墓地整備計画策定業務

目 次

1. はじめに
2. 西郷村における人口、世帯数、死亡者数(推移)、ニーズについての分析
 - 2-1. 西郷村における人口、世帯数、死亡者数などにかかわる現状と推移
 - 2-2. 合葬墓地の「ニーズ」について(令和5年度に施行された「地域福祉に関するアンケート調査結果」などより)
3. 西郷村内における合葬式墓地の需要推計
 - 3-1. 必要とされる墳墓等、遺骨を収容する施設数(規模)の既往の推計方法
大阪府方式について一本報告にて用いた推計方法についての概説
 - 3-2. 西郷村で必要とされる合葬式墓(地)の遺骨収容数
4. 合葬式墓地の整備
 - 4-1. ①：合葬式墓(地)と既存の「お墓」との違い
②：合葬式墓(地)の概要－外観や内部(構造)など
③：既存の合葬式墓(地)について[比較]－福島県内地方公共団体営の比較
 - 4-2. 整備方針
 - (1) 整備方針
 - (2) 整備概要
 - ア. 規模
 - イ. 建物の概要
 - ウ. 全体事業費(概算)
 - エ. 合葬式墓地の仕様
 - (3) 完成イメージ図(立面図・パース・平面図)
 - 4-3. 合葬式墓地設置候補地
 - 4-4. 整備スケジュール(案)
5. 統括－まとめ

1. はじめに

近年、少子高齢化の進行や人口減少、家族形態の多様化により、墓地を取り巻く社会環境は大きく変化している。従来のように「家」や「世帯」を単位として墓を承継し、維持・管理が難しくなり、承継者不在や管理負担の増大、居住地と墓地との距離の問題などを背景に、墓じまいや永代供養、合葬式墓地といった新たな供養の在り方への関心が高まっている。

本村においても、高齢者人口の増加や将来的な人口減少、世帯数および一世帯当たり世帯員数の減少が見込まれている。従来世帯は、これまで「お墓」を支える基盤であり、世帯員数の減少は「基盤」の脆弱化と捉えることができ、将来にわたり安心して供養を行うことができる環境の確保が困難となることが懸念される。

こうした状況を踏まえ、「世帯」という単位に拠らずしても、故人(遺骨)を受け入れ、管理していく施設を検討することが求められている。こうした人口等の将来における社会的変動に対応し得る施設として、承継を必要とせず故人を受け入れ、適切に管理・供養していく仕組みの構築が求められており、その有効な方策の一つとして合葬式墓地が注目されている。

福島県内においても、既に合葬式墓地を導入している自治体があり、将来を見据えた墓地行政の一環として一定の役割を果たしている。本村においても、今後の人口構造や住民ニーズの変化を見据え、誰もが安心して最期を迎え、その後も尊厳をもって供養される環境を確保することが重要である。

本計画は、こうした社会的・人口的背景を踏まえ、本村における墓地行政の将来像を見据えつつ、合葬式墓地の導入についてその必要性や妥当性及び施設の適正な規模を検討するものである。将来世代に過度な負担を残すことなく、持続可能な供養環境の整備を目指し、本計画を策定するものである。

2. 西郷村における人口、世帯数、死亡者数(推移)、ニーズについての分析

2-1. 西郷村における人口、世帯数、死亡者数などにかかわる現状と推移

西郷村にて各種統計数値があるなか、特に、今般の合葬式墓(地)の可否にかかわるものと考えられる、人口数、世帯数、世帯員数、死亡者数、死亡率について注目してまとめた。

2020年以降人口数

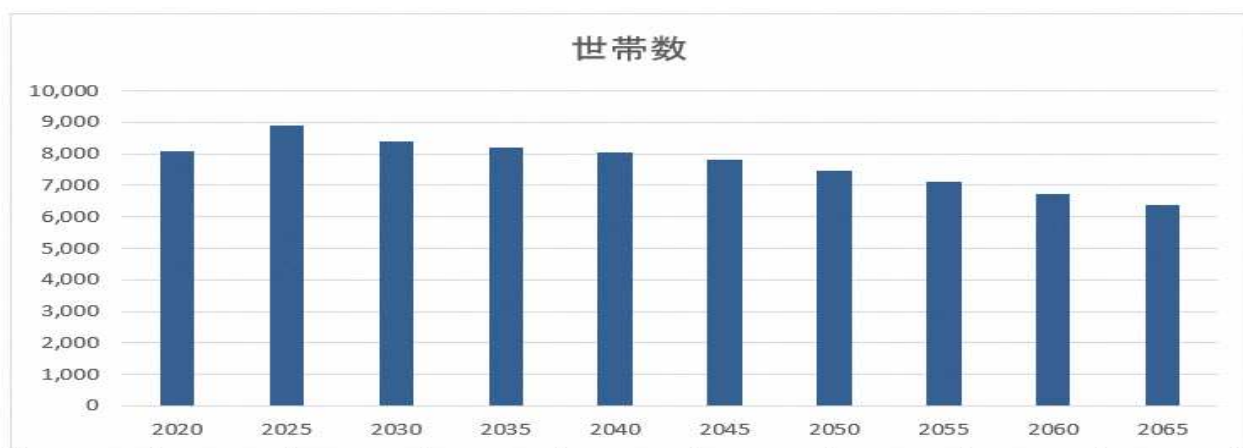
年代	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	2065年
人口数	20,808	21,205	19,989	19,580	18,987	18,189	17,305	16,397	15,471	14,597
前年比変化率	—	1.02	0.94	0.98	0.97	0.96	0.95	0.95	0.94	0.94



ここでの2025年以降、2065年までの推移については厚生労働省外局国立人口問題研究所に拠る試算に基づく。人口数は2025年の21,205人をピークとして、以降、5年毎に2～6%ずつ減少してゆく傾向が想定される。

2020年以降世帯数

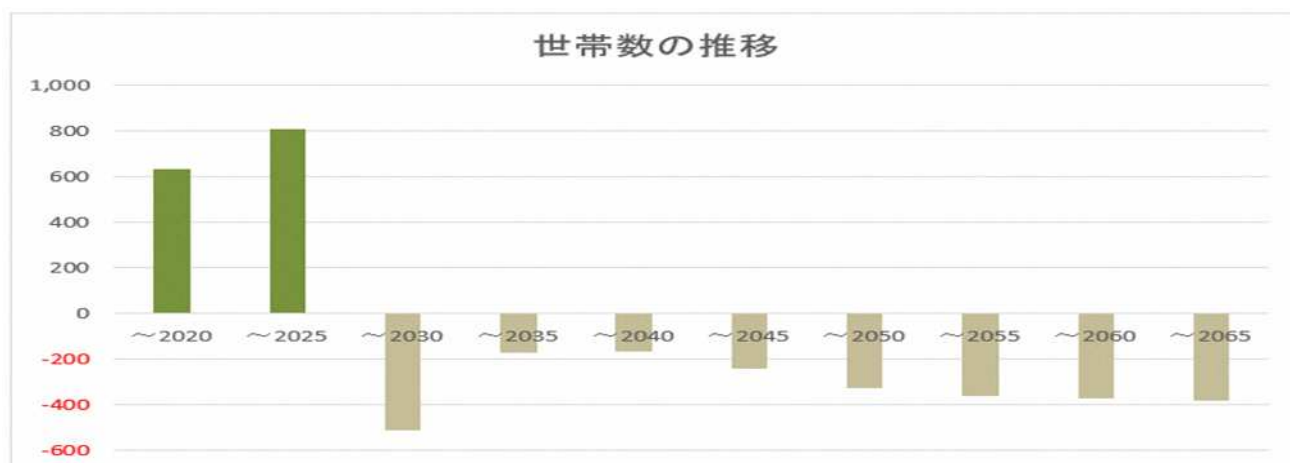
年代	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2055	2060	2065
世帯数	8,092	8,898	8,388	8,216	8,048	7,804	7,476	7,113	6,740	6,386
前年比変化率	—	1.10	0.94	0.98	0.98	0.97	0.96	0.95	0.95	0.95



ここでの 2025 年以降、2065 年までの推移については厚生労働省外局国立人口問題研究所に拠る試算に基づく。世帯数については、2025 年が8898世帯でピークとして、以降、5 年毎に2～6%ずつ減少してゆく傾向が想定される。

世帯数の推移

年代	～2020	～2025	～2030	～2035	～2040	～2045	～2050	～2055	～2060	～2065
世帯数の推移	634	806	-510	-172	-168	-244	-328	-363	-373	-383



世帯員数

年代	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2055	2060	2065
世帯員数	2.46	2.38	2.38	2.38	2.36	2.33	2.31	2.31	2.30	2.29



人口数、世帯数、共に同程度の減少(率)であることから、世帯員数については大きな変化はない。上記グラフは世帯員数の変化範囲にフォーカスしたグラフを作成したことから、大きな減少をしているかのように見える。しかし、表で示した数値から明らかな通り、2025年・2.38から、2065年・2.29と、0.1人の減少であって、ほぼ横ばいで推移すると考えてもよい。世帯は、これまで「お墓」を求める単位でもあり、その世帯あたりの員数が少なくなるということは、「お墓」を支える基盤であり、員数の減少は「基盤」の脆弱化と捉えることが出来る。

年代	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	2065年
死亡者数	226	293	268	288	307	324	338	352	365	379
前年比変化率	—	1.30	0.91	1.08	1.07	1.05	1.05	1.04	1.04	1.04



年代	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	2065年
死亡率	0.0111	0.0122	0.0134	0.0147	0.0162	0.0178	0.0196	0.0215	0.0236	0.0260
前年比変化率	—	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10



死亡者数と死亡率について。死亡者数では、2025 年が293人から2030年では268人と1割程度減少するものの、以降、2065年までの5年刻みでの推移では、4～8%程度、増加してゆく傾向が想定される。死亡率でみた場合、2025年から2065年までの5年刻みでの推移では、ほぼ10%程度、増加してゆく傾向が想定される。

既に、世帯数、世帯員数の傾向については触れたが、これらは、これまでは「お墓」を支える単位、基盤ともいえるものであったが、何れも縮小してゆく傾向が確認されたことは既に前述した通り。こうしたことを考慮するなら、西郷村においては、これまでの「お墓」ではなく、世帯数や世帯員数に拠らない施設、すなわち合葬式墓(地)の整備が求められることが窺える。

2-2. 合葬墓地の「ニーズ」について(令和5年度に施行された「地域福祉に関するアンケート調査結果」などより)

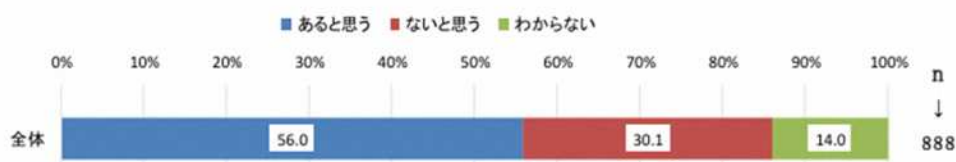
西郷村における合葬式墓(地)の規模などを想定するにあたって、令和5年度に施行された「地域福祉に関するアンケート調査結果」において得られた回答結果のなかから、特に注目されるものについて、抜粋すると以下の点が注目される。

問 30 あなたは先祖のお墓を守る立場にありますか。

全体では「あると思う」と回答したのは 56.0%と半数以上に上る。一方、「ないと思う」と回答したのは 30.1%だった。

年代別では「あると思う」と回答したのは 70 歳以上と 60 歳代でそれぞれ 68.8%、68.3%と、高齢者層ほど多い傾向にある。

問2. 年代×問30. 墓の管理有無



問 31 あなたは墓地の取得を希望していますか。

全体では「希望していない」が 89.7%に上り、大多数が墓地の取得に消極的だという結果となった。「希望している」と回答したのは 10.3%に留まる。

年代別では「希望していない」と回答したのは 70 歳以上と 40 歳代がいずれも 90.3%と最も多い。

問2. 年代×問31. 墓地取得の希望有無



将来必要数の推計については次章にて詳しく述べるが、問30については「先祖のお墓を守る立場にありますか」という問いに対して、「ない(と思う)」という回答(世帯)は新たに遺骨をおさめるなどをする「場所」「施設」「方法」を検討しなくてはならない回答(世帯)であり、これを「傍系世帯(率)」と呼称する。ここでは30.1%。

次に問31において「はい」と回答した世帯は、新たに遺骨をおさめるなどをする「場所」「施設」「方法」を検討していることになる。これについては「取得希望(率)」ないしは「取得志向

(率)」と呼称する。ここでは10.3%。

他市での調査事例との比較では、傍系世帯率、取得希望(率)の傾向を、散布図(Scatter Plot)としてまとめたので、そこで改めて触れるが、ここでの「地域福祉に関するアンケート調査結果」で得られた30.1%は、ほぼ妥当とも言える「率」である。

他方で、「取得希望(率)」ないしは「取得志向(率)」と呼称する。ここでは10.3%という値はかなり低い。これは問い掛けが「問31 あなたは**墓地の取得**を希望していますか」となされていることから、文字通りの(従来からのような)墓(地)のみを想定した上での回答であった可能性が想定される。

つまり、「合葬墓(地)」は、「墓(地)」のという大きな枠組みのなかに含まれる、ひとつの形態・選択肢、としてではなく、あくまで、「墓(地)」とは「異なる選択肢」、新たな選択肢として受けとめられていることが想定される。

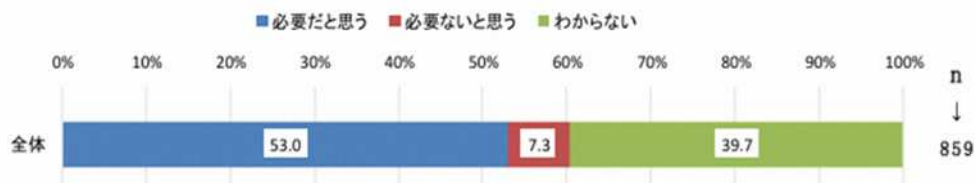
そうした想定の下付けのひとつとなるものとして、「地域福祉に関するアンケート調査結果」では以下の様な回答結果も得られている。

問 33 合葬式墓地についておたずねします。あなたは、西郷村に合葬式墓地が必要だと思いますか。

全体では「必要だと思う」と回答した人は53.0%に上り、半数以上の人々が合葬式墓地の必要性を認識している。一方、「わからない」と回答した人は39.7%、「必要ないと思う」と回答した人は7.3%となっている。

年代別では「必要だと思う」と回答した人は40歳代が62.2%と最も多い。

問2. 年代×問33. 合葬式墓地の必要性に関する所感



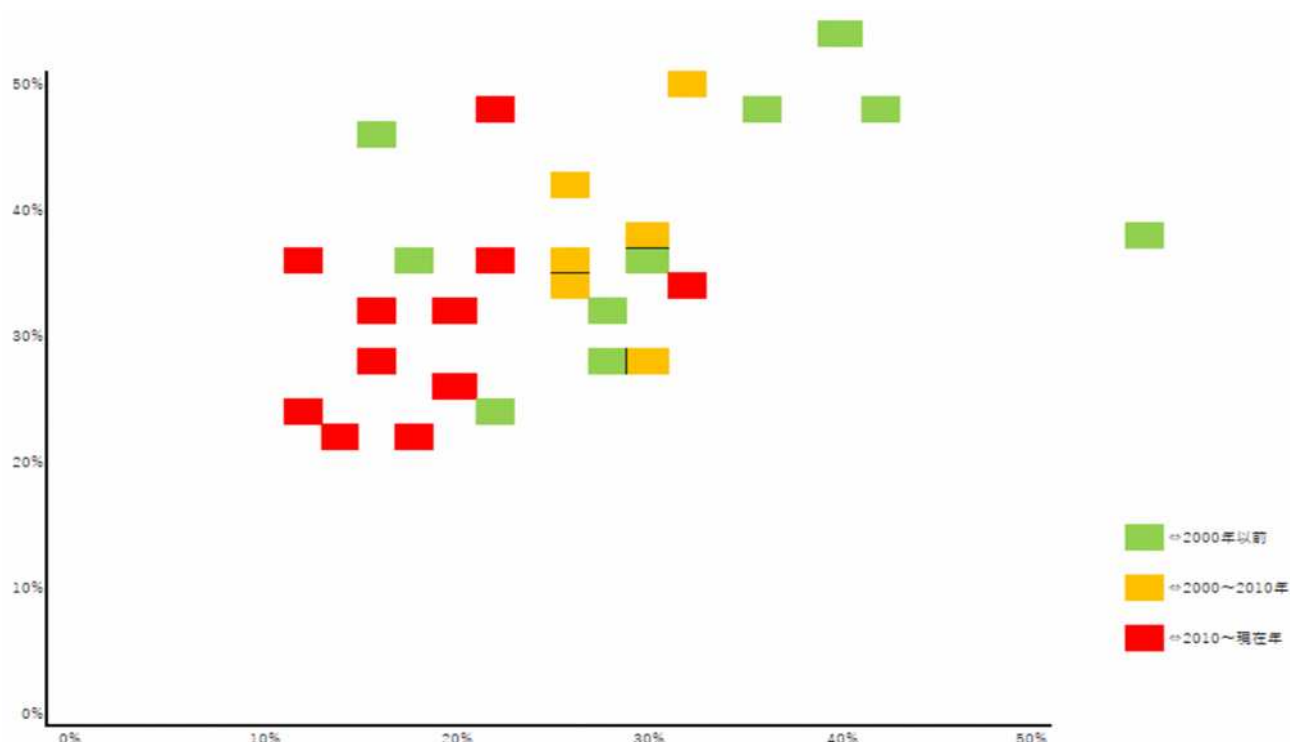
この質問ではあくまで「必要だと思おうか」と尋ねているものであって、回答者は自身の必要性とは別に、西郷村という共同体全体を考えた場合、あるいは村としては、「必要性がある」と回答した可能性も排斥することは出来ない。しかし、仮にそうであったとしても、53.0%が明確に「必要だと思う」と回答し、「必要ないと思う」という回答結果7.3%を圧倒する。

この他、前項の「2-1. 西郷村における人口、世帯数、死亡者数などにかかわる現状と推移」の現状、将来推移をみると、これまでの「お墓」を求める単位でもあった、世帯数、また、「お墓」を支える世帯員数についても、少なくなっていくことが明らかになった。これらは、「お墓」を支える基盤であり、員数の減少は「基盤」の脆弱化と捉えることが出来る。

こうしたことから、仮に「問31」の尋ね方を「あなたは墓地の取得を希望していますか」ではなく、たとえば、「あなたは墓地や合葬式墓地の取得を希望していますか」とか、「あなたは墓地や合葬式墓地というような、新たなご遺骨のおさめ先となる場所、施設について、その取得を希望していますか」というような形で尋ねていれば、その回答の傾向は大きく異なったものになったであろうと想定される。

では、そうした合葬式墓(地)の可能性も含めて尋ねた場合、「問31」の回答(率)はどうなったのか、既往の他調査結果などから補正を試みしてみる。

他市での調査事例における傍系世帯率。取得希望(率)の傾向を、散布図(Scatter Plot)としてまとめると以下の通りである。



※：縦軸—傍系世帯率

横軸—取得希望率

傍系世帯率については、前掲した通り、「地域福祉に関するアンケート調査結果」では、30.1%と得られたので、この値をそのまま応用して用いる。

取得希望率は、既に述べた様に「文字通りの「墓(地)」のみを想定した回答であったと考えられる。つまり、「合葬墓(地)」は「墓(地)」のという概念で括られるもの、あるいは、様々な形態等があるなかで、ひとつの形態・選択肢としてではなく、あくまで、「異なる選択肢」「別途の存在」として受けとめられていることが想定される」ことが考えられる。

このことから、上掲した散布図(Scatter Plot)に拠り、傍系世帯率が30%程度の場合、それに対する取得希望率は20%前後という相関関係が確認出来るので、ここでは20%とする。

3. 西郷村内における合葬式墓地の需要推計

3-1. 必要とされる墳墓等、遺骨を収容する施設数(規模)の既往の推計方法

これまで、必要とされる墳墓等、遺骨を収容する施設数(規模)の推計方法については様々な方法が示されてきた。

たとえば、「大阪府方式」「PAC 方式」「森岡方式」「樹形図方式」などである。推計手法については各々の特性、あるいは推計を行う上での「条件」が求められる。

各々の推計方法における特性、条件の適用可能性、長短について考慮をすると、「大阪府方式」による推計方法が最も適切な方法であり、なおかつ普遍的ともいえる頻度で用いられている方法でもある(たとえば、政令市 20 市のうち、「将来必要数の推計を行ったことがある」と回答した市は 14 市。そして、そのうちの 10 市が「大阪府方式」を採用している)。

こうしたことから、以下は「大阪府方式」を用いて必要数の推計を行うこととした。

大阪府方式について一報報告にて用いた推計方法についての概説

大阪府方式では、墳墓等、遺骨を収容する施設が必要とされるのは死亡者の発生を前提とする。そして、そうした施設を必要とするのは、その地において住み続ける、他所への移動・転居をすることは考えていない(これを「定着志向係数」と呼ぶ)と仮定する。

この「死亡者数」×「定着志向係数」で、得られる値を、いったんは「基礎的数値」とする。

前述した通り、「地域福祉に関するアンケート調査結果」では、墓地などにかかわる設問もあるが、調査の主旨は、あくまでも「地域福祉」という、西郷村のコミュニティを解きほぐすことが目的とされていることから、調査内容は、定着志向係数の値を直接指し示す様な設問はない。しかし、アンケートの調査項目と得られた回答を俯瞰すると、コミュニティとしての強い紐帯が窺えるので、他市ではおおよそ70~80%未満であるところ、西郷村では定着志向係数を85%と仮定する。

この「死亡者数」×「定着志向係数」で、得られた値に前述した「取得希望(率)」を掛け合わせて得られる値は明らかな意図、意識をもって必要とされている「必要数」、言葉を換えると「顕在必要数」となる。

ただ、こうした施設の必要性については、回答者である住民が、必ずしも日常で意識することの多いものではない。ここで、明示的に必要と認識している上記の様なケースと共に、幾つかの要因が加味されれば、現段階では(必ずしも)必要とは思いついてはいなくとも、結果としては必要とする、求めることとなる場合も想定される。ここでは前述の「傍系世帯(率)」と呼称したものがこれにあたる。言葉を換えると「潜在必要数」となる。

大阪府方式では、この「顕在必要数」である「取得希望(率)」で得られる値と、「潜在必要数」である「傍系世帯(率)」で得られる値の折衷した値が、大阪府方式で得られる墳墓等、遺骨を収容する施設の必要数、ないしはその規模(遺骨の収容数)となる。

3-2. 西郷村で必要とされる合葬式墓(地)の遺骨収容数

ここでは、既に前章で示した、「2. 西郷村における人口、世帯数、死亡者数(推移)、ニーズについての分析」における「2-1. 西郷村における人口、世帯数、死亡者数などにかかわる現状と推移」において得られた人口数、死亡率、死亡者数、そして「定着志向係数」-85%、「傍系世帯率」-30.1%、「取得希望率」-20%を基に、これを表でまとめると、以下の通りとなる。

なお下表の「年代」では5年間刻みとした。これは国勢調査に準じたものである。各「年代」における人口数、死亡率、死亡者数、傍系世帯数、取得希望世帯数、墳墓等必要数(大阪府方式)は各年代、5年間に於いて毎年発生するものである。

従って、「(累積値)」においては、たとえば、2020~2025 年の場合、毎年 18 体発生するので、2020~2025 年間の「(累積値)」は 18×5 (年間)として 90 (体)となる。

次いで、2026~2030 年間の「(累積値)」は 23.1×5 (年間)で 115.5 (体)。これに前の年代で得られた「(累積値)」である 90 (体)が加わるので、2030 年までの累積値は 206 (体)となる。以下、同じ要領で、2061~2065 年代の累積値は、この 5 年間の累積値である 144 (体)に加え、2020~2060 年代までの累積値も加算されて、2065 年までの累積値としては、1,091 体となる。

西郷村必要(遺骨収容)数(推計)結果

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着志向係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓等必要数(大阪府方式)	左値のうち合葬墓(地)希望率	合葬墓(墓)収容遺骨数	(累積値)
2020~2025	20,808	0.0120	226	0.85	0.30	68	0.20	51	60	0.30	18.00	90
2026~2030	21,205	0.0141	254	0.85	0.30	88	0.20	66	77	0.30	23.10	206
2031~2035	19,989	0.013407	272	0.85	0.30	80	0.20	60	70	0.30	21.00	311
2036~2040	19,580	0.014734	302	0.85	0.30	87	0.20	65	76	0.30	22.80	425
2041~2045	18,987	0.016193	332	0.85	0.30	92	0.20	69	81	0.30	24.30	546
2046~2050	18,189	0.017796	360	0.85	0.30	97	0.20	73	85	0.30	25.50	674
2051~2055	17,305	0.019558	388	0.85	0.30	102	0.20	76	89	0.30	26.70	807
2056~2060	16,397	0.021495	417	0.85	0.30	106	0.20	79	93	0.30	27.90	947
2061~2065	15,471	0.023623	446	0.85	0.30	110	0.20	82	96	0.30	28.80	1,091

また、「墳墓等必要数(大阪府方式)」と「左値のうち合葬墓(地)希望率」、そして「合葬墓(墓)収容遺骨数」について、説明を加える。

「墳墓等必要数(大阪府方式)」の値は、新たに収容しなくてはならない遺骨の総数である(ここで言う「新たに」とは、墓じまいなど、他所から移動する遺骨もこれに含める)。

いわゆる「総」必要数。そのうち、どの程度の割合で合葬式墓(地)が選ばれるのか、既往の調査傾向は以下の通り。本報告では、総必要数のうち合葬式墓地は30%が選ぶと仮定した。

表の各項目の解説(凡例)

「年代」－ 何れも5年刻みに数字を挙げている。これは本推計作業のベースが国勢調査実績に拠っているためである。加えて、その「5年刻みに数字」は、5年間の総和・合計でなく、当該5年間における、毎年あたりの単年の数字であることは注意していただきたい。

「人口数」－2020年時の国勢調査をベースとして人口問題研究所が2024年に公表した都道府県別の将来の人口数を示した。

「死亡率」－2020年時の国勢調査をベースとして人口問題研究所が2024年に公表した都道府県別の将来の死亡率の推計を示した。

「死亡者数」－「人口数」×「死亡率」で得た値(1年間、ひとつの世帯で2人以上の死亡者が発生はしない、と仮定)。

「定着志向係数」－一般的には、アンケート・意識調査に拠って得られる、定着係数(「あなたは今後もいまの処に住み続けたいと考えていますか」といった質問に対して「はい」と回答した割合・%)と、回答者が「住み続ける」「住み続けたい」とアンケート等で回答した回答率。

「傍系世帯率」－傍系世帯率(「あなたはお墓を引き継ぐ立場にありますか」「あなたはお墓を守る立場にありますか」といった質問に対して「いいえ」と回答した割合・%)。ここでの「傍系世帯数」とは、傍系世帯(「お墓を引き継ぐ立場にはない」÷「引き継ぎ、利用することが出来る『お墓』等がない」)が故の墳墓等の必要数である。

「傍系世帯数」－「死亡者数」×「定着志向係数」×「傍系世帯率」

「取得希望世帯率」－アンケート・意識調査に拠って得られる、取得希望率(「あなたはお墓を求めたいと考えていますか」「あなたはお墓の準備をしようとしていますか」といった質問に対して「はい」と回答した割合・%)。

「取得希望世帯数」－「死亡者数」×「定着志向係数」×「取得希望世帯率」(1年間、ひとつの世帯で2人以上の死亡者が発生はしない、と仮定)。

「墳墓等必要数(大阪府方式)」－新たに収容しなくてはならない遺骨の総数(ここで言う「新たに」とは、墓じまいなど、他所から移動する遺骨もこれに含める)。

「合葬墓(墓)収容遺骨数」－上記「総」必要数のうち、どの程度の割合で合葬式墓(地)が選ばれるのか、既往の調査傾向に拠り、総必要数の30%が合葬式墓(地)が選ぶと仮定した。

「(累積値)」－たとえば、2020～2025年の場合、毎年18体発生するので、2020～2025年間の「(累積値)」は 18×5 (年間)として90(体)となる。

次いで、2026～2030年間の「(累積値)」は 23.1×5 (年間)で115.5(体)。これに前の年代で得られた「(累積値)」である90(体)が加わるので、2030年までの累積値は206(体)となる。以下、同じ要領で、2061～2065年代の累積値は、この5年間の累積値である144(体)に加え、2020～2060年代までの累積値も加算されて、2065年までの累積値としては、1,091体となる。

4. 合葬式墓地の整備

4-1. ①：合葬式墓(地)と既存の「お墓」との違い

合葬式墓(地)と既存の「お墓(墳墓)」の主要なポイントについての比較

	合葬式墓(地)	お墓(墳墓)
承継・管理の主体	合葬式墓(地)の設置者 (たとえば、集落・寺院・地方公共団体等)。	個々の「お墓」は、祭祀主宰者(の世帯・一族)が管理。 「お墓」が建立されている区域(墓地)は集落・寺院・地方公共団体等が管理。
外観の形態・外形	外観は「ひとつの施設」である	個々に区分けされた「区画」に祭祀主宰者(の世帯・一族)が、「お墓(墳墓)」個々に建立。
遺骨のおさめ方	使用期限については、期間を定めていることが一般的。 その期間については、10年、20年間など設定されている期間は様々。 使用期限後は希望があれば返還する場合もあるが、多くの場合、骨壺などから遺骨を取り出し、「合祀」する場合もある。はじめから、ひとつにまとめてしまう場合もある。	個々の「お墓」には管理してる祭祀主宰者(の世帯・一族)の故人・遺骨がおさめられる。
礼拝の方法	多くの場合、「ひとつの施設」の手前に、故人・遺骨をおさめた方々が、指定された共同の場所・対象に礼拝する方法が採用されている。 (「間接礼拝」という)。	個々の「お墓」に祭祀主宰者(の世帯・一族)が礼拝する。
費用の設定の仕方	使用料について。個別に委託する場合と、合祀してしまう場合で差がある場合など。生前に申し込んだ場合、申込者が存命中は(年間)管理料を求める場合も。	区画の使用料、建墓の建立費、(年間)管理料等。
使用期間・改葬	「遺骨のおさめ方」でも述べたように、施設内で故人・遺骨の「預かり方・方法」が変わる場合はあるものの、この場合、改葬許可証等は不要。 施設内で永続的に管理され続ける。	個々の「お墓」を管理してる祭祀主宰者(世帯・一族)が存在する限り永続。 但し、そうした関係者、いわゆる「縁故者」が、居なくなった場合、無縁改葬される。

※註；合葬式墓(地)の運営・管理者が、既におさめた遺骨について、その返還を遺骨(故人)の縁故者等より、返還が求められ、これに応じなかった、あるいは合葬などをしてしまい、応じられなかった場合、損害賠償請求が認められた判決があります。(京都地判平 19・2・13 平 17(ワ)2092、平 18(ワ)871)。つまり、焼骨に関する私権を有している者は、当該施設にその管理委託をした者だけではなく、故人の縁故者にも広く認められています。地方公共団体における公設の合葬式墓(地)の場合、「合祀」をする場合であっても、骨壺から骨袋に移し替え、その袋にタグを付けて区分している対応事例がある。

4-1. ②：合葬式墓(地)の概要－外観や内部(構造)など



既存公営合葬式墓(地)事例；外観と(共同)礼拝



既存公営合葬式墓(地)事例；納骨室出入口(上掲写真「施設正面」の裏手)



既存公営合葬式墓(地)事例； 個別遺骨収容(可動・スライド書庫形式)



納骨収容タイプ [右写真； ロッカー式（一区分あたり1～2体収容）
左写真； 棚式（上掲写真の「可動・スライド書庫形式」の収容方式）]



既存公営合葬式墓(地)事例； 遺骨「合葬」収容柁・スペース

4-1. ③：既存の合葬式墓(地)について[比較]ー福島県内地方公共団体営の比較

市町村名	白河市	いわき市	会津若松市
施設名	白河市羅漢山霊園	いわき市南白土墓園 いわき市東田墓園	会津若松市大塚山納骨堂
対象人口 世帯数 世帯員数 (人口問題研究所・令和 7年12月 現在)	55,606 人 24,451 世帯 2.3 人/世帯	312,315 人 141,230 世帯 2.2 人/世帯	111,206 人 49,329 世帯 2.3 人/世帯
供用開始日	令和2年8月	平成30年8月 (南白土墓園の納骨堂型合葬墓地) 平成31年4月 (東田墓園合葬墓地)	平成21年5月20日
設備	・共同参拝所(献花台・香炉台) ・個別埋蔵室(ロッカー型) ・合葬室(共同埋蔵室)	納骨堂型合葬墓地 ・共同参拝所(香炉台) ・個別埋蔵室(ロッカー型) ・合葬室(共同埋蔵室) ・納骨堂前室 樹木葬型合葬墓 ・共同参拝所(献花台・香炉台)	・期限付納骨壇 (ロッカー型) ・永年合葬室 ・礼拝室 ・参拝所 (献花台・香炉)
収容数	個別埋蔵室 303体 直接合葬室 約1,500体	(南白土墓園) 納骨堂 1,500体 合葬室 3,500体 (東田墓園) 納骨堂 500体 合葬室 1,200体	期限付き納骨壇 350体 永年合葬室 6,600体
種類	・個別埋蔵(1体用、2体用) ・直接共同埋蔵	・個別埋蔵(1体用、2体用) ・直接共同埋蔵 ・樹木葬	・個別埋蔵(期限付納骨壇) ・直接共同埋蔵(永年合葬)
期間と金額	・個別1体用 20年 200,000円 ・個別2体用 20年 400,000円 ・共同埋蔵 永年 100,000円	・個別1体 20年 90,000円 ・個別連名 20年 180,000円 (2名) ・共同埋蔵1体 永年 45,000円 ・共同埋蔵連名 90,000円 (2名) ・樹木葬1体 永年 120,000円 ※毎年募集(定員あり)	個別埋蔵 1体 15年 89,040円 共同埋蔵 1体 永年 52,380円

上表「対象人口・世帯数」は人口問題研究所・令和7年12月 現在のもの

市町村名	白河市	いわき市	会津若松市
合葬式墓所の 利用資格	(1) 市内に1年以上住所若しくは本籍を有する者又は死亡時において市内に1年以上住所若しくは本籍を有していた親族の焼骨を埋蔵する者であること。 (2) 一般墓所及び合葬式墓所の利用の許可を受けていない者であること。 2 前項の規定にかかわらず、一般墓所に埋蔵している焼骨を合葬式墓所に改葬し、一般墓所を返還しようとする者は、利用の許可を受けることができる。 ※生前申し込み可	(1) 生前予約 年齢が65歳以上、市に引き続き1年以上住民登録を有するか、又は本籍を有する者。 (2) 焼骨所持 市に引き続き1年以上住民登録を有するか、又は本籍を有する者。 死亡時に市に1年以上住民登録を有していたか、又は本籍を有していた方の焼骨を所持する方であり、当該焼骨の祭祀を主宰する者。	納骨施設を使用することができる者は、次のいずれかに該当する者とする。 (1) 市の区域内に住所を有する者で、親族の焼骨を現に有する者 (2) 死亡時において市の区域内に住所を有していた者の焼骨を現に有する者 (3) 生前登録をしようとする者
合祀	合葬式墓所への焼骨の埋蔵は、1体用若しくは2体用の個別埋蔵又は共同埋蔵とする。 2 市長は、個別埋蔵による合葬式墓所の利用を許可した日から20年を経過する日までの期間、当該許可に係る焼骨を埋蔵するものとする。 3 市長は、前項に規定する期間を経過したときは、当該焼骨を共同埋蔵するものとする。ただし、個別埋蔵による合葬式墓所の利用者からの申出があった場合は、当該期間を経過しない焼骨を共同埋蔵することができるものとする。	(1) 納骨堂を利用する場合 納骨堂の使用許可を得てから20年経過後、合葬室に埋蔵。 (2) 納骨堂を利用しない場合 当初から他の方の焼骨と共に地下の合葬室に埋蔵。	次のいずれかに該当するとき は、焼骨を期限付納骨壇から移動し、永年合葬室に収蔵するものとする。 (1) 焼骨を期限付納骨壇に収蔵した日から15年を経過するまでの間に使用の廃止に係る届出がない場合。 (2) 期限付納骨壇の使用を廃止した者又は期限付納骨壇の使用の許可を取り消された者が焼骨を引き取らない場合。 (焼骨の返還制限) 永年合葬室に収蔵した焼骨は、返還しない。

4-2. 整備方針

(1) 整備方針

- ① 承継者がいなくても、管理費不要で安心して利用できる墓地であること。
- ② 従来型の区画墓地と比較して、安価な使用料で提供可能であること。
- ③ 墓参や承継に不安を抱える村営墓地からの改葬が期待できるなど、既存墓地の管理運営の効率化に寄与するとともに、墓地の無縁化の防止を図ること。
- ④ 将来の急激な需要の増大に対応できるよう十分なスペースを確保すること。
- ⑤ 維持管理しやすい仕様とすること。

(2) 整備概要

ア. 規模

個別埋蔵室 150体収容可能(骨 壺)
合葬室 850体収容可能(納骨袋)
計 1,000体収容可能

イ. 建物の概要

構造・階数 鉄筋コンクリート造, 平屋建て
床 面 積 40.96 平方メートル

ウ. 全体事業費(概算)

約4,300万円

内訳

建築工事 約3,400万円(納骨壇を含む)
実施設計等 約900万円

エ. 合葬式墓地の仕様

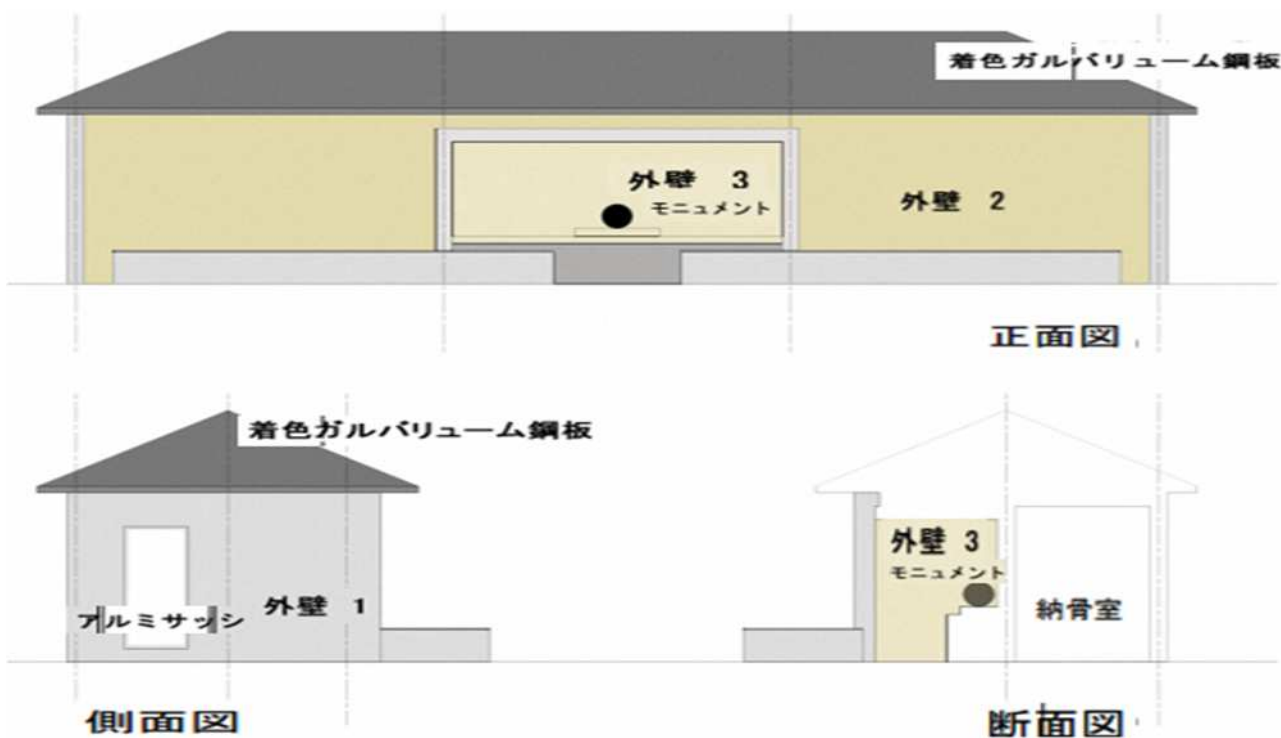
① 埋蔵方式

個別埋蔵・・・ロッカー式又は棚式
共同埋蔵(合葬室)・・・書棚式又は収容柙式

② 参拝所

モニュメント(献花台・香炉台)

(3)完成イメージ図(配置図・立面図・平面図・パース)



■ 外部仕上表

参拝広場 床 ; 御影石(バーナー)300 角 貼
 外壁 1 ; RC 打ち放し 撥水剤塗装
 外壁 2 ; 吹付け塗装
 外壁 3 ; 砂岩
 屋根 ; 着色ガルバリウム鋼板
 モニュメント ; 御影石(本磨) + 砂岩
 同 台座 ; 御影石(本磨)

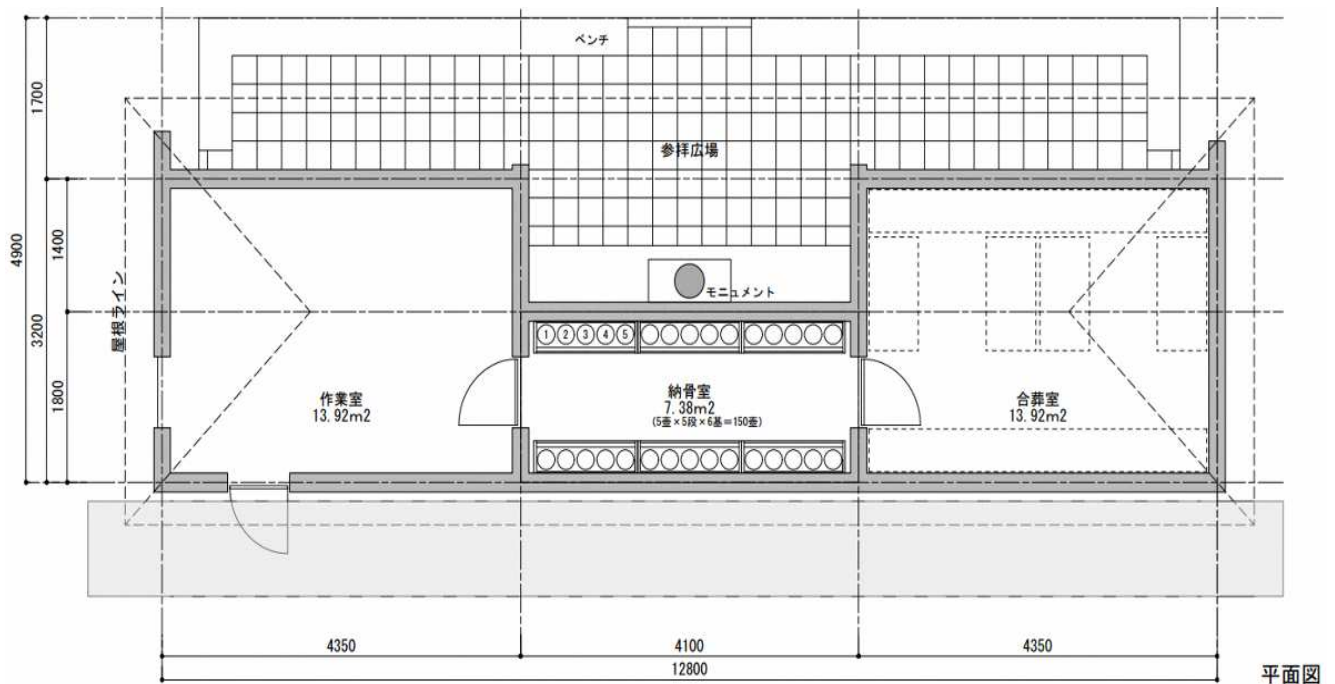
■ 内部仕上表

作業室 天井 ; 化粧石膏ボード
 壁 ; RC 打ち放し
 床 ; コンクリート コテ押さえ
 扉 ; 銅製建具
 建具 ; アルミサッシ
 その他 ; 照明器具・換気扇

納骨室 天井 ; RC 打ち放し
 壁 ; RC 打ち放し
 床 ; コンクリート コテ押さえ
 扉 ; 銅製建具
 納骨壇 ; アルミ製(固定式)
 その他 ; 照明器具

合葬室 天井 ; RC 打ち放し
 壁 ; RC 打ち放し
 床 ; コンクリート コテ押さえ
 扉 ; 銅製建具
 その他 ; 照明器具





平面図

- どのような敷地条件でも対応可能なプロトタイプの提案である。
敷地条件によって、建物本体の巾寸法や奥行き寸法その他、参拝拝広場の面積を調整しながら、状況に応じた最適解を得ることが可能となる。
- 納骨壇に収容する壺数は、現在の西郷村の人口数から導き出している。
一方、合葬室の面積は、これから増加すると考えられる「墓じまい」を考慮し、多くの遺骨を受け入れられるよう大きく設定している。
- 作業室は、収容年数を経過した骨壺に納められた遺骨を骨袋に移すための部屋である。
現況では、合葬室と同面積で計画しているが、将来的に納骨室、合葬室が満杯になってしまった場合、作業室の一部を区切り、骨壺、骨袋の収容数を増やすことも念頭に置いている。
- 外観は、特別な施設として自己主張するのではなく、一般の方々が、日常的に目にする馴染みのある形状を目指した。
あくまでも遺族が先祖と静かに向き合える静謐な場を提供することが重要と考えている。
- モニュメントに視線が集中するように建物自体をシンメトリーな構成とした。
遺族は手を合わせるモニュメントは、純粋な球体とすることで、特定の宗教を想起されることがないように配慮した。
- 軒を深くすることで、外壁を紫外線、風雨、汚れから守り、建物の痛みを減らすことに配慮した。

4-3. 合葬式墓地設置候補地

以下は、合葬式墓地設置候補地の比較一覧である。各候補地について、位置・所在地、面積・地目・所有者、主な特性や課題(メリット・デメリット・注意事項)を整理した。

番号	位置・所在地	面積 (地目) 所有者	主な特性・課題 ○メ リ ッ ト ▲デメリット △注 意 事 項
①	村営内山墓地 駐車場内 (熊倉字内山地内)	833 ㎡の一部 (雑種地) 村有地	○村有地で買取不要 ○進入容易 ○広くフラットで計画自由度高い ○役場近く管理しやすい △駐車場一部解体必要 △静粛性確保の工夫必要
②	原中共同墓地 隣接地 (小田倉字原中地内)	422 ㎡ (雑種地 126 ㎡) (原野 296 ㎡) 企業・個人	▲企業・個人所有で買取必 ▲旗竿敷地で接道不足(現況 2.59m) ▲不整形で計画自由度低い ▲三方水路で護岸工事必要 △地目変更必要
③	村営原中墓地内 (区画墓地奥) (小田倉字古米坂地内)	約 200 ㎡(一角) (墓地) 村有地	○村有地で買取不要 ○静かな参拝空間を確保しやすい ▲既使用区画あり移転交渉・移転費用必要 △整備済区画の解体必要
④	村営原中墓地 駐車場内 (小田倉字古米坂地内)	約 890 ㎡の一部(墓 地) 村有地	○村有地で買取不要 ○広くフラットで計画自由度高い △駐車場一部解体必要 △静粛性確保の工夫必要
⑤	村営原中墓地 隣接地 (小田倉字古米坂地内)	6,497 ㎡の一部 (田) 個人	○原中墓地との一体化可能性 ○高低差あり計画自由度高い ▲個人所有で買取必要 ▲敷地広大で一部買取可否検討 ▲道路状土地の整備必要 △地目変更必要
⑥	村営原中墓地 隣接地 (小田倉字古米坂地内)	3,471 ㎡ (山林) 個人	▲個人所有で買取必要 ▲敷地広大で一部買取可否検討 ▲不整形・斜面多く造成大規模 △バリアフリー化困難の可能性 △地目変更必要

候補地の位置図



4-4. 整備スケジュール(案)

作業内容	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
墓地整備計画策定	○				
県へ事前相談・指導		○			
設計			○		
納骨堂経営許可申請			○		
合葬墓建設工事				○	
募集・供用開始					○

5. 統括－まとめ

本計画は、西郷村における人口動態の変化や家族形態の多様化を背景として、将来にわたり安定的かつ持続可能な供養環境を確保するため、合葬式墓地の導入について、その必要性、規模および整備の方向性を総合的に検討したものである。

まず、需要算定については、既往の推計手法のなかで、最も一般的に使われる大阪府方式を用い、「墳墓」および「合葬式墓(地)」など多様化する遺骨の委託方法を包含した値で検討を行った。これらの推計結果は、人口規模や死亡者数の将来推計を踏まえた中長期的な需要の把握を目的とする基礎資料として位置付けられる。

次に、ニーズ分析として、「地域福祉に関するアンケート調査結果」や、福島県内の既存公営合葬式墓地の利用実績、とりわけ白河市への聞き取り結果を踏まえ、現時点における合葬式墓地の具体的な必要数について検討を行った。その結果、人口規模等による按分から、西郷村における合葬式墓地の必要数は、おおむね年間 25 基(遺体)程度と推計された。この数値には、承継者不在等により新たな墳墓の確保が困難なケースに加え、既存墓地を有しながらも将来的な維持管理への不安から生じる、いわゆる「墓じまい」の需要も含まれている。

ただし、この 25 基(遺体)という数値は、あくまで現時点における参考値であり、今後の少子高齢化の進行や人口減少、社会意識の変化により、需要は変動する可能性がある。

そのため、本計画では、人口動態およびアンケート調査結果に基づく推計値の幅を示すとともに、10 年後、20 年後を見据え、定期的な調査や検証を行いながら、適切に見直していく必要性を指摘した。

さらに、県内の状況整理として、福島県内における公営合葬式墓地の整備事例を取りまとめ、それぞれの施設における整備内容や管理運営方法の概要、使用に関わる条例および施行規則について整理した。これらは、西郷村合葬式墓地の運用計画を検討する上での参考事例として位置付けられるものである。

加えて、合葬式墓地の設置場所については、村内6か所の候補地を対象に、現況や敷地条件等を総合的に勘案した結果、内山墓地(駐車場)内を計画地とする前提で整備計画をデザインした。他の候補地についても、現況下における課題や改善の可能性を整理しており、将来的な選択肢を否定するものではないことに留意する必要がある。

以上より、本計画は、需要算定およびニーズ分析に基づき、西郷村において合葬式墓地を導入することの合理性と必要性を明らかにするとともに、県内事例を踏まえた現実的かつ持続可能な整備・運営の方向性を示すものである。今後は、本計画を基礎として、制度設計や管理運営体制の具体化、住民への周知と理解促進を図りながら、将来世代に過度な負担を残さない墓地行政の実現を目指していくことが求められる。

西郷村合葬式墓地整備計画

【令和 7 年度～令和 11 年度】

発行日 令和8年3月

編集 西郷村 住民生活課

発行 西郷村

住所 〒961-8501

福島県西白河郡西郷村大字熊倉字折口原 40 番地

連絡先 0248-25-1114